

表 外商投資参入特別管理措置における変更点（ネガティブリスト2020年版・2021年版）

項目	特別管理措置	自由貿易試験区 外商投資参入特別管理措置 ネガティブリスト		外商投資参入特別管理措置 ネガティブリスト	
		2020年版	2021年版（48号通達）	2020年版	2021年版（47号通達）
三. 製造業	（1）完成車製造に関する持ち分比率制限と同類の完成車製造の合併企業数を2社以下とする規制。	規制対象	撤廃	規制対象	撤廃
	（2）衛星テレビ放送の地上受信設備と重要部品の生産への投資を禁止する。	規制対象	撤廃	規制対象	撤廃
	（3）出版物印刷事業は中国側の持分支配とする。	2020年版で既に撤廃		規制対象	規制対象
	（4）漢方薬材の加工処理技術の応用および漢方薬剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。	2020年版で既に撤廃		規制対象	規制対象
八. リースおよびビジネスサービス業	（1）中国の法律にかかる事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなつてはならない。	中国の法律にかかる事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなつてはならない（外国の法律事務所は、代表機関のかたちでの中国進出のみを認め、且つ中国の公認弁護士を雇用することはできず、雇用する補助人員は当事者のために法律業務を提供してはならない。中国において代表機関の設立や、代表を派遣して駐在させる場合には、中国の司法行政機関による許可を取得しなければならない）。		規制対象	規制対象
	（2）市場調査は合併に限り、うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。	規制対象	ラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。	規制対象	規制対象
	（3）社会調査への投資を禁止する。	規制対象	中国資本の持ち株率が67%以上、法定代表者が中国籍でなくてはならない。	規制対象	規制対象

（出所）国家発展改革委員会、商務部「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（2021年版自貿区ネガティブリスト）」および「外商投資参入特別管理措置（2021年版ネガティブリスト）」を基にジェトロ作成